

自然災害発生時における業務継続計画（簡易版）

（障害福祉サービス類型：全サービス共通）

法人名	特定非営利活動法人 寺子屋ミニディサービスの会	種別	障害児者支援施設等
代表者	新福 富子	管理者	新福 義博
所在地	千葉県市川市 曾谷 7-29-10	電話番号	047-371-0773

こちらは「自然災害発生時における業務継続計画（簡易版）」のひな形様式となります。

本計画の運用に当たっては、厚生労働省作成の「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」等を参照しながら、貴施設・事業所等の障害福祉サービスの類型や職員人数等の実態に応じて、内容を加筆修正してください。

（参考）厚生労働省HP

「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000756659.pdf>

第Ⅰ章 総則

（1）基本方針

施設・事業所等としての災害対策に関する基本方針を記載する。

■ 利用者の安全確保

利用者に深刻な人的被害が生じる危険性があるため、「利用者の安全を確保すること」を第一に考え、「利用者の安全を守るための対策」を講じる。

■ サービスの継続

当事業者は、利用者の健康・身体・生命を守るための必要不可欠な責任を担っている。したがって極力業務を継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進める。

■ 職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが想定される。したがって、労働契約法第5条（使用者の安全配慮義務）の観点から、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることが必要となる。

※法人本部の基本方針と同じであれば、それらを記載しても構わない。

（2）研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

- ・ 平時からBCPの内容に関する研修を年1回（3月頃）※行い、研修の実施内容を記録する。
- ・ 作成したBCPを関係者と共有し、年1回（3月頃）※BCPの内容に沿った訓練（シミュレーション）を行う。
- ・ 最新の動向や研修・訓練で洗い出された課題等をBCPに反映させるなど、定期的に見直しを行う。

※障害者支援施設及び障害児入所施設は「年2回以上」実施とする。

第Ⅱ章 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物	現状維持	新耐震基準

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	毎年ハザードマップを参照	
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか	目視	
出入り口の確認	接合部に油をさす	
暴風による危険性の確認	特に対応せず	

(2) 電気が止まった場合の対策

被災時に稼動させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
暖房器具	ガスで使用可（現状自家発電機はない）

ガスレンジ（お湯を沸かす）	

（3）ガスが止まった場合の対策

被災時に稼動させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
暖房機器	湯たんぽ、毛布、使い捨てカイロ、
調理器具	ガスコンロ
給湯設備	

（4）水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活用水の確保を記載する。

① 飲料水

- ・ペットボトル 2L×30 本以上 : 2F (日常利用者様に使用しているので適宜補充)

*備蓄の場合は、備蓄の基準 (2リットルペットボトル●本 (●日分×●人分) などを記載)

② 生活用水

ポリタンクに 20L x 2本

*貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

（5）必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する (多ければ別紙とし添付する)。

定期的にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的に買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
お菓子等 (日常の出しているもの)		日常出しているものなので都度補充している	押し入れ等	新福めぐみ

インスタント食品				
栄養ドリンク				

【医薬品・衛生用品・日用品】

消耗品に関しては、備蓄にはしていません（日常利用なので適宜補充）

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
消毒剤薬				
脱脂綿				
絆創膏				
包帯				
マスク				
ウェットティッシュ				
生理用品				
タオル				
紙食器				
ラップ				
カセットコンロ				
電池				
使い捨てカイロ				

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
ブルーシート	1	倉庫	
ポリ袋	2	洗面所下	
ポリタンク	2	倉庫	

第三章 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けて BCP を発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】

1. 市川市（町村）において震度 6 以上の地震が発生した場合
2. 被災状況や社会的混乱状況などを総合的に勘案し、施設長が必要と判断する場合

【水害による発動基準】

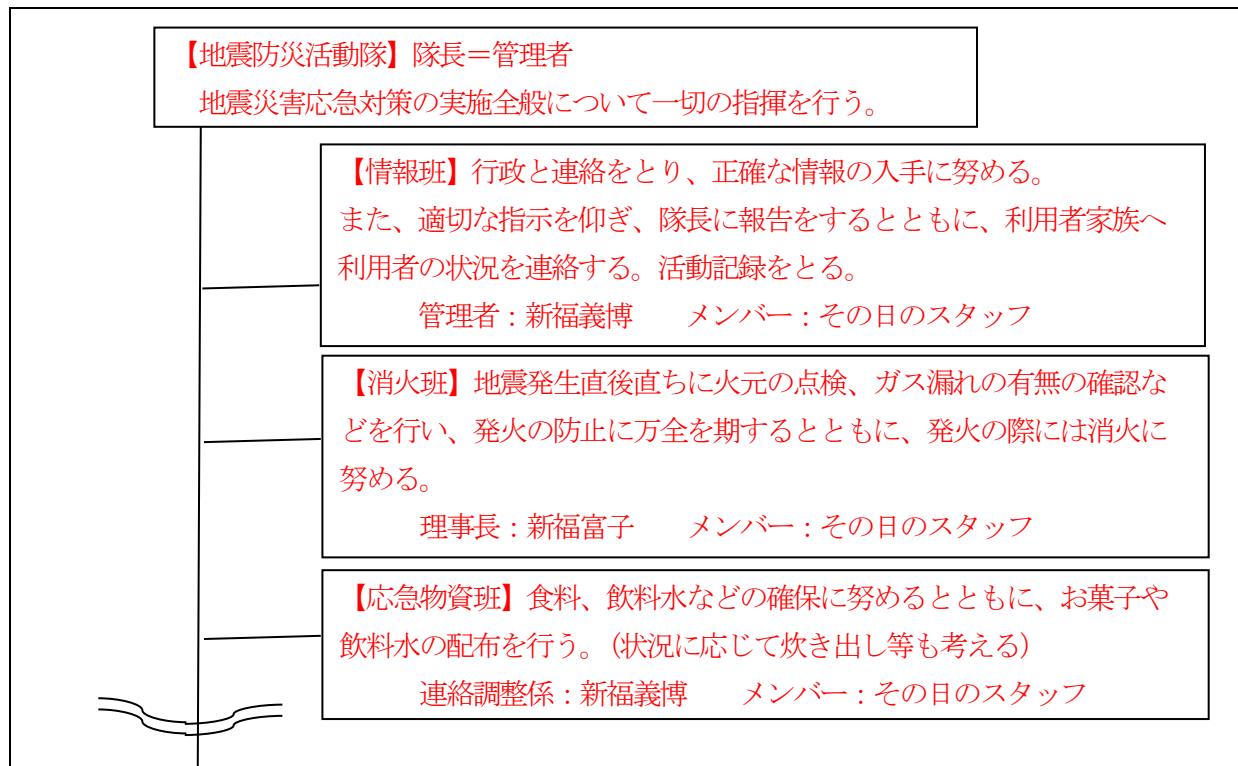
1. 大雨警報（土砂災害）、洪水警戒が発表された場合
2. 台風により高潮警報が発表された場合

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
管理者 新福 義博	連絡調整係 新福 めぐみ	理事長 新福 富子

(2) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。



第IV章 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

<連携先との主な協議内容>

- ・利用者が他事業所に通っている場合には、契約日数にかかわらずお願いすることもあります。
- ・今後のスケジュール など

② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

<連携協定の締結内容>

- ・現状はありません。

(2) 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所等の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所等を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
えくる	047-702-5588	一般相談等
がじゅまる+	047-712-8386	市川市よりそい支援事業等

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
かねこ医院	047-372-7611	協力医療機関

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
市川市	047-334-1111	連絡調整
千葉県	043-223-2110	連絡調整

第V章 地域との連携

（1）被災時の職員の派遣

（災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録）

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

（1）被災時の職員の派遣

- ・現在小規模のため派遣できる人がいない

（2）福祉避難所の運営

指定を受けていないが、地域の方の日中一時避難であれば少人数なら可能。

＜更新履歴＞

更新日	更新内容	更新者
令和6年3月11日	新規作成	新福 義博
